

# 道場および団体の登録・公認ガイドライン

公益財団法人 合気会

## 目 次

### I. 道場および団体の登録・公認ガイドラインとは ..... 2

1. ガイドラインの趣旨
2. 施行時期

### II. 登録 ..... 3

1. 登録申請
2. 登録要件
3. 登録道場および団体名称
4. 名称の制限
5. 名称の変更
6. 登録の承認
7. 登録の公表
8. 遵守義務等
9. 事故、不祥事の対応
10. 登録事項の変更
11. 登録の不承認
12. 登録の抹消
13. 登録の更新
14. その他
15. 連絡先等

### III. 公認 ..... 8

1. 公認申請
2. 公認要件
3. 公認手続き
4. 公認道場および団体名称
5. 公認の認定
6. 公認証
7. 公認の公表
8. 遵守義務等
9. 公認の不承認
10. 公認の抹消
11. 公認の更新申請
12. 費用
13. 準用
14. 連絡先等

- 別添： ① 様式1「道場および団体登録用紙」  
② 様式2「総括表」  
③ 様式3「公認申請用紙」  
④ 様式1 および様式2の記入方法

# I. 道場および団体の登録・公認ガイドラインとは

## 1. ガイドラインの趣旨

- (1) (公財)合気会は、平成23年1月に「道場および団体の登録・公認規程」を定め、平成23年4月より「道場および団体の登録・公認制度」を導入することと致しました。このガイドラインは、規程においてガイドラインに委ねられている「登録の要件」「承認の手続き」「登録抹消の手続き」「遵守義務の内容」、さらに「公認の要件」等を具体的に適用するための重要な内容を定めたものです。
- (2) また、このガイドラインは、登録・公認という(財)合気会にとって新しい制度の手順や仕組み、様式などについて分かりやすく説明するものです。  
合気道道場および団体が(財)合気会に新規登録するための方法や、名称の変更等による登録の内容変更などについては、「II. 登録」をご覧ください。また公認道場および団体については、「III. 公認」をご覧ください。

## 2. 施行時期

- (1) 登録制度  
平成23年4月1日より
- (2) 公認制度  
平成23年10月1日より

## II. 登録

### 1. 登録申請

- (1) 登録申請は、道場および団体が運営する稽古場所を単位として行ってください。登録申請用紙は、道場および団体登録用紙（様式1）に総括表（様式2）を添付してください。
- (2) 代表者または指導者が複数の道場および団体を指導している場合には、道場および団体登録用紙（様式1）を必要な枚数分コピーし、総括表（様式2）を添付してください。
- (3) 指導者ならびに主たる稽古者が同一であって、施設の都合などで稽古場所を曜日で変えて複数使用の場合は、すべての稽古場所を登録申請してください。道場および団体登録用紙（様式1）を必要な枚数分コピーし、総括表（様式2）を添付してください。

### 2. 登録要件

- (1) 代表者および指導者が、次に記述する合気道の精神と行動規範を十分に理解し、稽古に参加する者に対し、普及実践すること。
  - ① 合気道は、勝敗や優劣を争う競技スポーツではなく、日本の武道の伝統に基づきながら新しい息吹を吹き込んだ純粋な現代武道である。
  - ② 合気道は、自然と自己との調和、心と身体の調和を目指しながら稽古する心身鍛錬法である。
  - ③ 合気道は、学校教育に資する武道でもあり、老若男女を問わない生涯学習の道である。
  - ④ 合気道は、世界人類の調和と平和の精神を持って、人間交流の絆となる。
- (2) 登録道場および団体が次の要件を充たすこと。
  - ① 代表者が道場設置・運営について責任を持つこと。
  - ② 指導者は、合気道道主が許可し、(公財)合気会に登録された四段以上であること。
  - ③ 5人以上の稽古者がいること。
  - ④ 週1回以上の稽古をしていること。
  - ⑤ 主たる稽古場所を安定して有すること。

ただし指導者が(公財)合気会本部道場指導部の指導を受けている場合、もしくはその地域の公認道場および団体から四段以上の指導者の派遣受入れが確約されている場合には②項を除く。

### 3. 登録道場および団体名称

登録道場および団体は、冠または肩書きとして「(公財)合気会登録」の名称を用いることができます。

例) 冠として用いる場合	(公財)合気会登録〇〇道場
肩書きとして用いる場合	(公財)合気会登録道場 〇〇道場

### 4. 名称の制限

登録を申請する道場および団体の名称が、以下に該当する場合には登録は認められません。

- (1) 「(公財)合気会」もしくは「合気会」の名称を冠すること。
- (2) (公財)合気会の直属組織と誤認される恐れのある「××支部」の名称を用いること。

用いて良い例)	□□道場〇〇支部、□□館〇〇支部
用いてはいけない例)	××支部、◇◇県××支部

- (3) 名称の頭または末尾、その他に、地域の代表組織と誤認される恐れのある「〇〇連盟」、もしくは「〇〇協会」の名称を付すこと。
- (4) 同一地域にすでに存在している名称、他団体から異論の出る可能性のある名称、合気道団体として相応しくない名称等を付すこと。

### 5. 名称の変更

- (1) 既に「4. 名称の制限」に該当する名称を使用されている登録道場および団体については、平成23年12月末日までに、名称の変更をお願いします。
- (2) 名称変更については、「1. 登録申請」と同様に別添様式1、2に必要事項を記入して手続きしてください。

## 6. 登録の承認

申請が登録要件を充たされていると判断された場合は、理事長の承認を経て(財)合気会の登録道場および団体名簿に登録し、申請者に対し文書または電子的方法を用いて通知されます。

## 7. 登録の公表

(公財)合気会は、登録道場および団体の基本的事項を(公財)合気会ホームページ上に公表します。

## 8. 遵守義務等

- (1) 登録道場および団体とその代表者・指導者は、合気道の道統と合気道の精神を尊重しその高揚に努めるものとし、合気道および(公財)合気会ならびに他の道場の名誉を傷つけるなどの行為をしてはいけません。
- (2) 登録道場および団体とその代表者・指導者は、法令および(公財)合気会の諸規程等を遵守し、公序良俗に反する行為をしてはいけません。
- (3) (公財)合気会から指導、是正勧告又は要請がなされた場合、登録道場および団体は誠実にこれに従ってください。
- (4) 同じ稽古場所において異なる曜日、時間で稽古する他の道場および団体とは必要に応じ連絡をとり、友好的な関係を促進してください。

## 9. 事故、不祥事の対応

- (1) 登録道場および団体に事故や不祥事が生じた場合、その道場および団体が自己の責任において対処してください。また、その顛末をすみやかに(公財)合気会に報告してください。
- (2) 代表者や指導者に重大な不祥事が生じたとき、あるいは代表者や指導者の監督不行き届きにより登録道場および団体に重大な不祥事が生じたときには、(公財)合気会により相応の指導あるいは登録の抹消などが行われることがあります。

## 10. 登録事項の変更

様式1に示す項目②～⑩に変更がある場合、様式1を用いて道場および団体名ならびに変更箇所を記入し、すみやかに（公財）合気会に申し出てください。

## 11. 登録の不承認

次のような道場および団体からの申請があった場合には、登録は認められません。

- (1) 登録要件（本ガイドラインⅡ.2）を充たさない道場および団体。
- (2) （公財）合気会の方針や活動に照らして相応しくないと判断される道場および団体。
- (3) 合気道と無関係の道場および団体や組織。
- (4) 反社会的行為を為す恐れのある団体や組織、あるいは代表者あるいは指導者がそれらの団体や組織に関係している道場および団体。

## 12. 登録の抹消

以下の場合には登録が抹消されることがあります。

なお、(3)～(6)を理由とする抹消にあたっては、（公財）合気会の所定の手続きを経て行います。

- (1) 道場および団体が解散したとき。
- (2) 登録されている道場および団体から、登録抹消の申し出があったとき。
- (3) 登録要件を充たさなくなり、かつ回復の見込みが無いと判断されるとき。
- (4) 登録の更新において、道場および団体が更新手続きに応じないとき。
- (5) 著しい遵守義務違反、違背行為があったとき。  
但し、是正策を講じ改善が図られた場合は、その状況を勘案し考慮することがあります。
- (6) （公財）合気会により登録道場および団体として適当でないと判断されたとき。

### 13. 登録の更新

(公財)合気会は、登録情報の適正な把握のために、適切な期間ごとに登録の更新をお願いすることがあります。

### 14. その他

- (1) 登録に際し、現時点で(公財)合気会が登録者から登録料を徴収することはありません。
- (2) 登録の際にご連絡いただいた道場および団体のホームページの内容が(公財)合気会の趣旨に合わない場合には、内容の修正をお願いすることがありますのでご了承ください。
- (3) 登録申請で取得する個人情報の取り扱いについては、「公益財団法人合気会個人情報保護方針」をご参照ください。

### 15. 連絡先等

登録道場および団体の申請および関連事項のお問い合わせは、下記までお願いします。

(公財)合気会 総務部総務課 登録担当  
〒162-0056 東京都新宿区若松町 17 番 18 号  
電 話 03 (3203) 9236 (代)  
FAX 03 (3204) 8145  
e-mail aikido@aikikai.or.jp

## Ⅲ. 公認

### 1. 公認申請

公認申請は、登録された道場および団体ごとに行ってください。

### 2. 公認要件

- (1) 合気道の普及並びに振興の核となるに相応しくかつ他の模範となる道場および団体。
- (2) その道場および団体の代表者または指導者は、合気道道主が許可し、(公財)合気会に登録された五段位以上であること。
- (3) その道場および団体が登録後3年以上順調に活動を続けていること。
- (4) その道場および団体は、原則として活動する都道府県の連盟に加盟していること。
- (5) 日本国内で活動している登録道場および団体であること。

### 3. 公認手続き

公認を申請しようとする登録道場および団体は、別添様式3「公認申請書」に必要な事項を記入して申請してください。

### 4. 公認道場および団体名称

公認道場および団体は、冠または肩書きとして「(公財)合気会公認」の名称を用いることができます。

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| 例) 冠として用いる場合 | (公財)合気会公認〇〇道場       |
| 肩書きとして用いる場合  | (公財)合気会公認道場<br>〇〇道場 |

### 5. 公認の認定

公認は、(公財)合気会組織内に設けられた(公財)合気会登録・公認委員会の諮問を経て、理事長が決定します。

## 6. 公認証

公認道場および団体には、「公認証」を交付します。

## 7. 公認の公表

(公財)合気会は、公認道場および団体の基本的事項を(公財)合気会ホームページ上に公表します。

## 8. 遵守義務等

公認道場および団体の代表者・指導者は、常に、合気道の精神と技を探求し、合気道の普及並びに振興の核となるに相応しくかつ他の模範となるべく精進し、合気道を通じて社会の発展に貢献・尽力してください。

## 9. 公認の不承認

公認要件を充たさない、あるいは相応しくないと判断される道場および団体には、公認は認められません。

## 10. 公認の抹消

(公財)合気会は、公認された道場および団体が、次の各項に該当する場合は公認を抹消します。なお、(4)または(5)を理由とする抹消にあたっては、(公財)合気会の所定の手続きを経て行います。

- (1) 道場および団体が解散したとき。
- (2) 道場および団体が公認の取り消しを申請したとき。
- (3) (公財)合気会における、登録道場および団体の資格を喪失したとき。
- (4) 公認要件を充たさなくなり、かつ回復の見込みが無いと判断されるとき。
- (5) 遵守義務に違反したとき。

## 11. 公認の更新申請

公認道場および団体は、別途定める期間ごとに公認の更新が必要です。

## 12. 費用

公認および更新を受けるにあたっては、別途定める費用が必要です。

## 13. 準用

このガイドラインの「II. 登録」に定めたもののなかで、可能なものは公認に準用します。

## 14. 連絡先等

公認道場および団体の申請および関連事項のお問い合わせは、下記までお願いします。

(公財) 合気会 総務部総務課 公認担当  
〒162-0056 東京都新宿区若松町 17 番 18 号  
電 話 03 (3203) 9236 (代)  
FAX 03 (3204) 8145  
e-mail aikido@aikikai.or.jp